

株主各位

京都市南区吉祥院宮の東町2番地

株式会社堀場製作所

第86回定期株主総会招集ご通知に際して 書面交付請求をいただいた株主様に 交付する書面に記載しない事項

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

① 事業報告

- 当社グループの現況に関する事項の「主要な事業内容」及び「主要な営業所及び工場」
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 会社の体制及び方針

② 連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

③ 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

④ 監査報告書

- 会計監査人の監査報告書

法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、上記の各項目は、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面（交付書面）に記載していません。なお、①から③の各項目は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として監査を受けています。

事業報告

当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは各種分析計の製造及び販売を行っており、セグメント別の主要製品、サービスは次のとおりです。

セグメント	主な事業内容
自動車	エンジン排ガス測定装置、使用過程車用排ガス測定器、車載型排ガス測定装置、ドライブラインテストシステム、エンジンテストシステム、ブレーキテストシステム、燃料電池試験装置、バッテリー試験装置、車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング、研究開発棟リース
環境・プロセス	煙道排ガス分析装置、水質計測装置、大気汚染監視用分析装置、環境放射線測定器、プロセス計測設備
医用	血球計数装置、免疫測定装置、生化学用検査装置、血糖値検査装置
半導体	マスフローコントローラー、薬液濃度モニター、半導体異物検査装置、残留ガス分析装置
科学	水質計測装置、粒子径分布測定装置、蛍光X線分析装置、元素分析装置、ラマン分光分析装置、蛍光分光・寿命測定装置、分光器・検出器、グレーティング（回折格子）

(2) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

会社名	拠点、都市
株式会社堀場製作所	本社・工場（京都市）、びわこ工場（滋賀県大津市）、HORIBA最先端技術センター（京都市）、東京支店（東京都千代田区）
株式会社堀場エステック	本社・工場（京都市）、阿蘇工場（熊本県阿蘇郡）、京都福知山テクノロジーセンター（京都府福知山市）
株式会社堀場アドバンスドテクノ	本社・工場（京都市）
株式会社堀場テクノサービス	本社（京都市）
ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）	本社・工場（アメリカ/カリフォルニア州）、研究所・工場（アメリカ/ニュージャージー州）、研究所・工場（アメリカ/ネバダ州）
ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）	本社・工場（ドイツ/オーバーヴュルゼル市）、支店（ドイツ/ダルムシュタット市）
ホリバABX社（フランス）	本社・工場（フランス/モンペリエ市）
ホリバ・フランス社（フランス）	本社・工場・リサーチセンター（フランス/パレゾー市）、研究所・工場（フランス/リール市）
ホリバMIRA社（イギリス）	本社（イギリス/ナニートン市）
ホリバ・フューエルコン社（ドイツ）	本社・工場（ドイツ/バルレーベン市）
ホリバ・ブラジル社（ブラジル）	本社・工場（ブラジル/サンパウロ州）
ホリバ・インド社（インド）	本社（インド/ニューデリー市）、テクニカルセンター（インド/プネ市）、工場（インド/ナグプール市）
ホリバ・コリア社（韓国）	本社・工場（韓国/安養市）
堀場エステック・コリア社（韓国）	本社・工場（韓国/龍仁市）
堀場儀器（上海）有限公司（中国）	本社・工場（中国/上海市）
堀場（中国）貿易有限公司（中国）	本社（中国/上海市）

会社の新株予約権等に関する事項

当社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第1回株式報酬型 新株予約権	2009年4月16日	195個	普通株式 19,500株	1株当たり1円	2009年4月17日～ 2039年4月16日	取締役3名
第2回株式報酬型 新株予約権	2010年4月23日	97個	普通株式 9,700株	1株当たり1円	2010年4月24日～ 2040年4月23日	取締役3名
第3回株式報酬型 新株予約権	2011年4月21日	116個	普通株式 11,600株	1株当たり1円	2011年4月22日～ 2041年4月21日	取締役3名
第4回株式報酬型 新株予約権	2012年4月24日	110個	普通株式 11,000株	1株当たり1円	2012年4月25日～ 2042年4月24日	取締役4名
第5回株式報酬型 新株予約権	2013年5月8日	149個	普通株式 14,900株	1株当たり1円	2013年5月9日～ 2043年5月8日	取締役4名
第6回株式報酬型 新株予約権	2014年4月24日	124個	普通株式 12,400株	1株当たり1円	2014年4月24日～ 2044年4月23日	取締役4名
第7回株式報酬型 新株予約権	2015年5月8日	94個	普通株式 9,400株	1株当たり1円	2015年5月9日～ 2045年5月8日	取締役4名
第8回株式報酬型 新株予約権	2016年5月10日	122個	普通株式 12,200株	1株当たり1円	2016年5月11日～ 2046年5月10日	取締役4名
第9回株式報酬型 新株予約権	2017年5月9日	79個	普通株式 7,900株	1株当たり1円	2017年5月10日～ 2047年5月9日	取締役5名
第10回株式報酬型 新株予約権	2018年5月8日	85個	普通株式 8,500株	1株当たり1円	2018年5月9日～ 2048年5月8日	取締役5名
第11回株式報酬型 新株予約権	2019年4月19日	134個	普通株式 13,400株	1株当たり1円	2019年4月20日～ 2049年4月19日	取締役5名
第12回株式報酬型 新株予約権	2020年4月24日	186個	普通株式 18,600株	1株当たり1円	2020年4月25日～ 2050年4月24日	取締役6名
第13回株式報酬型 新株予約権	2021年4月30日	93個	普通株式 9,300株	1株当たり1円	2021年5月1日～ 2051年4月30日	取締役6名

(注) 1. 社外取締役及び監査役は含まれていません。

2. 第1回株式報酬型新株予約権から第4回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は次のとおりです。
 - (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権行使できます。
 - (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
3. 第5回株式報酬型新株予約権から第13回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりです。
 - (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権者は、当社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。
 - (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
4. 上記の新株予約権の個数及び数は、コーポレートオフィサー（執行役員）の地位であった時に交付されていたものを含みます。
5. 当社は、2022年3月26日開催の第84回定時株主総会において、当社の取締役に交付または支給する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度を導入することを決議いただき、以後株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものとしました。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 57百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分せず、実質的にも区別できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しています。

2. 当社の重要な連結子会社のうち、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）、ホリバ・フランス社（フランス）、ホリバMIRA社（イギリス）、堀場（中国）貿易有限公司（中国）は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i . 取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。

取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

ii . コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。

iii . 内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。

iv . 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「i.」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。

v . 監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

vi . 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任を選ぶものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i . グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めるとともに、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。
- ii . 子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。
- iii . 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループ一体となつた経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。
- iv . 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項と当該使用者の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用者として、当社の使用者から監査役補助者を任命することを求める能够なものとする。監査役補助者に關し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

⑦ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用者またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- i . 取締役及び使用者は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用者等（これらの者から報告を受けた者を含む）は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、

報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めるものとする。

- ii. 社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑧ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「⑦」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取扱いをしないものとする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。
- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

(2) 当社の上記体制の運用状況

① コンプライアンスに対する取組みの状況

ホリバコーポレートフィロソフィ、コンプライアンス管理規程、倫理綱領等を制定して、コンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見・是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム、多言語に対応したグローバル内部通報窓口等を設置して、社内の法令遵守意識を高めています。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っています。

② 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

定例取締役会を毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っています。

取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー（執行役員）制度を導入しています。取締役は、コーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っています。取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月に2～4回の頻度で定期的に開催し、業務執行に関する報告・検討・決定などを行っています。

また、取締役会、監査役による監督、監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しています。

③ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理体制の強化を目的にHORIBAグループリスク管理規程を制定し、リスクを各セグメントに関するリスク、為替変動に関するリスク、国際情勢に関するリスク、買収や提携に伴う業績や財政状態の変化のリスク、情報セキュリティに関するリスク、自然災害による設備の破損とそれに伴う納期遅延等のリスク、気候変動に関するリスク、ビジネスと人権に関するリスク等と大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めています。

リスク管理に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理委員会がその任に当たることとし、定期的な啓発活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、当社グループ従業員全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えています。

④ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っています。

取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとしています。

また、各グループ会社の役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しています。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、取締役会、オペレーション会議、事業部門ごとの経営会議、その他重要な会議に出席しています。また、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしています。

また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携、監査担当部署等との社内の連携を図っています。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、様々な産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。

また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財（当社グループでは、従業員を大切な財産と考えて「人財」と表現しています。）・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを包括する「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。

一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社としては、上述の社会的責任を果たし、企業価値向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。

ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。

また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。

そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

オーナー（株主）の皆様への利益配分につきましては、2013年2月14日開催の取締役会において、2013年度以降は、配当金額と自社株式取得金額を合わせた「株主総還元額」を連結純利益の30%を目処として、柔軟に対処することを基本方針として決定しました。利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し成長分野に重点的に投資する一方、この方針のもと、オーナー（株主）の皆様に対して、連結業績に連動した利益還元を実施してまいります。

2023年12月期の期末配当金は、1株当たり210円を実施することとしました。これにより既に実施済みの中間配当金とあわせた年間配当金は290円（前期は245円）となります。

[ご参考情報]

2024年2月14日に開催の取締役会において、上記のオーナー（株主）の皆様への利益配分を「配当性向を、連結純利益の30%を目処としつつ、投資機会と資金状況等を総合的に勘案し、特別配当や自己株式の取得を機動的に実施する」に変更することを決議しました。

※ 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,011	18,684	194,000	△1,193	223,502
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,983		△10,983
親会社株主に帰属する 当期純利益			40,302		40,302
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		65	63
譲渡制限付株式報酬		83		91	175
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	81	29,319	156	29,557
当期末残高	12,011	18,766	223,320	△1,037	253,060

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,257	12,156	148	16,562	769	15	240,850
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△10,983
親会社株主に帰属する 当期純利益							40,302
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							63
譲渡制限付株式報酬							175
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	2,592	10,629	163	13,385	△63	2	13,324
連結会計年度中の 変動額合計	2,592	10,629	163	13,385	△63	2	42,882
当期末残高	6,850	22,785	312	29,947	706	17	283,732

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数：48社

- ・主要な連結子会社の名称

株式会社堀場エステック、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・フランス社（フランス）、ホリバMIRA社（イギリス）、ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）、ホリバ・UKファイナンス社（イギリス）、ホリバ・アメリカス・ホールディング社（アメリカ）、堀場（中国）貿易有限公司（中国）、厚礼博（中国）投資有限公司（中国）

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称

株式会社ホリバコミュニティ

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社の数：1社

- ・当該会社等の名称

IDV Robotics社（イギリス）

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・当該会社等の名称

株式会社ホリバコミュニティ

- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、連結純損益及び利益剰余金等に与える影響が僅少であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から、株式の取得により堀場アドバンスドテクノ・フランス社（フランス）を、新規設立によりホリバ・インスツルメンツ社（マレーシア）、MIRAテクノロジーパークサービス社（イギリス）を連結の範囲に含めています。なお、MIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）は株式の一部を譲渡したことにより持分法適用会社へ変更したため、OLDホリバMIRAサーティフィケーション社（イギリス）及びMIRAランド社（イギリス）については会社を清算したため、連結の範囲から除外しています。

- ② 持分法の適用範囲の変更
当連結会計年度において、当社の連結子会社であるホリバMIRA社（イギリス）は、保有するMIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）の株式の一部を譲渡しました。これにより、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めています。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。
- (5) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- a. 有価証券
その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの：時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
・市場価格のない株式等：主として移動平均法に基づく原価法
- b. デリバティブ：時価法
- c. 棚卸資産
(原価法は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっています。)
・商品及び製品、仕掛品：主として総平均法に基づく原価法
・原材料及び貯蔵品：主として移動平均法に基づく原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- a. 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
- b. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（1年～10年）に基づいています。
- c. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金
・当社及び国内連結子会社
受取手形、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の回収可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しています。
・在外連結子会社
売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を検討して計上しています。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しています。

c. 製品保証引当金

製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績額を基礎として所定の基準により計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

b. 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

自動車、環境・プロセス、医用、半導体、科学の5つのセグメントにおける製品の販売、サービスの提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

a. 製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約の中で当社グループが据付等の義務を負う製品は据付等が完了した時点、顧客との契約の中で当社グループが据付等の義務を負わない製品は着荷日に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

ただし、一部の工事を伴う製品等、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

b. サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に製品に関連した保証、修理、保守、移設等の業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しています。

取引価格は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、取引価格には重要な変動対価は含まれていません。また、主として取引価格は履行義務単位で決定され、契約における取引価格が該当する履行義務にそのまま配分されます。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領し、重要な金融要素は含んでいません。

⑥ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、一体処理の要件を満たす金利通貨スワップについては一体処理を採用しています。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段：為替予約取引等、金利通貨スワップ
- ・ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建借入金

c. ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っています。

d. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価の変動の累計とヘッジ手段の時価の変動の累計を比較することにより、有効性を評価しています。また、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一である場合には、有効性の評価を省略しています。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っています。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

a. グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しています。

b. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っています。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしています。

(6) 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

		(単位：百万円)
		当連結会計年度
有形固定資産		100,801
無形固定資産		4,965

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算定方法

当社グループは、事業用資産については報告セグメントを基礎としグルーピングを行っています。当連結会計年度末日現在で、固定資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。新規事業については合理的な事業計画と比較して実績が著しく下方に乖離していない場合には減損の兆候には当たらないと判断しています。なお、保有する資産グループに減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減損します。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額（日本基準の場合）または処分コスト控除後の公正価値（国際財務報告基準の場合）を比較し、いずれか高い方を採用しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値は経営者により作成された事業計画を基礎として、算定しています。また、使用価値の算定に用いる割引率は、加重平均資本コストを基に算定しています。

正味売却価額または処分コスト控除後の公正価値は、外部の専門家から入手した不動産鑑定書等に基づき算定しています。

③ 翌連結会計年度に与える影響

使用価値の算定に利用した経営者により作成された事業計画等の見直しが必要となった場合や、正味売却価額または処分コスト控除後の公正価値の算定に利用した不動産鑑定評価等に下落が生じた場合には、翌連結会計年度において固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

83,317百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社が保有する債権について、回収不能と見込まれる額に対して貸倒引当金を設定し、特別損失に計上しています。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	増加	減少	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	42,532,752	-	-	42,532,752
合計	42,532,752	-	-	42,532,752
自己株式				
普通株式（注）1、2	302,553	333	39,857	263,029
合計	302,553	333	39,857	263,029

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加333株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加209株、単元未満株式の買取りによる増加124株です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少39,857株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少23,257株、新株予約権の行使による減少16,600株です。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	普通株式	7,601	180	2022年12月31日	2023年3月6日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	3,381	80	2023年6月30日	2023年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年2月14日 取締役会	普通株式	8,876	利益剰余金	210	2023年12月31日	2024年3月4日

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）
第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	21,600
第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	10,700
第3回株式報酬型新株予約権	普通株式	14,000
第4回株式報酬型新株予約権	普通株式	13,100
第5回株式報酬型新株予約権	普通株式	16,900
第6回株式報酬型新株予約権	普通株式	13,800
第7回株式報酬型新株予約権	普通株式	11,300
第8回株式報酬型新株予約権	普通株式	16,000
第9回株式報酬型新株予約権	普通株式	10,800
第10回株式報酬型新株予約権	普通株式	11,800
第11回株式報酬型新株予約権	普通株式	19,500
第12回株式報酬型新株予約権	普通株式	27,800
第13回株式報酬型新株予約権	普通株式	14,100

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を重視した運用をする一方、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっています。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、期日管理、残高管理を行うとともに顧客の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を図る等、その軽減に努めています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、多くが1年以内の支払期日です。

これらの営業債権債務のうち一部には外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されていますが、外貨建の営業債権債務の相殺や先物為替予約の利用等により、リスクの軽減に努めています。

有価証券は、主に債券等の流動性の高い短期投資です。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、一定金額以上の株式取得、売却については取締役会での詳細な検討を行うとともに、株式の時価情報は適宜経営陣への報告を徹底してリスクの軽減に努めています。

借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、主に設備資金及び運転資金に係る資金調達です。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、資金収支計画を作成する等の方法によりリスクの軽減に努めています。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の残高の範囲内で為替予約取引を実施しているほか、輸出入にかかる予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対して先物為替予約を行っています。また、借入金の残高の範囲内で金利変動リスク及び為替変動リスク回避のため、金利スワップ取引や金利通貨スワップ取引を実施し、投機的な取引は行わない方針です。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券（注）2	16,069	16,069	-
資産計	16,069	16,069	-
社債	30,000	29,400	△599
長期借入金（1年内長期借入金を含む）	25,104	24,664	△440
負債計	55,104	54,064	△1,039
デリバティブ取引（注）3	120	120	-

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金（1年内長期借入金を除く）」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	130
非連結子会社及び関連会社株式	1,467

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
有価証券及び投資有価証券					
その他有価証券					
株式	14,068	-	-		14,068
債券					
社債	-	1,000	-		1,000
その他	-	500	-		500
その他	-	500	-		500
デリバティブ取引					
通貨関連	-	120	-		120
資産計	14,068	2,120	-		16,189

② 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	29,400	-	29,400
長期借入金 (1年内長期借入金を含む)	-	24,664	-	24,664
負債計	-	54,064	-	54,064

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。活発な市場で取引されているものはレベル1の時価に分類しています。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないものはレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定し、レベル2の時価に分類しています。金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定し、レベル2の時価に分類しています。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	セグメント					合計
	自動車	環境・ プロセス	医用	半導体	科学	
売上高（注）1						
日本	16,868	11,446	6,906	27,343	7,579	70,144
アジア	19,761	5,863	7,812	69,052	14,777	117,266
米州	10,637	3,689	7,069	9,266	10,024	40,687
欧州	33,138	3,960	10,889	7,209	7,261	62,458
外部顧客への売上高（注）2	80,406	24,959	32,678	112,872	39,641	290,558

(注) 1. 「売上高」は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

2. 「外部顧客への売上高」は顧客との契約から生じる収益及びその他の収益が含まれています。他の収益に重要性はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	64,860
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	66,762
契約資産（期首残高）	4,957
契約資産（期末残高）	4,779
契約負債（期首残高）	24,632
契約負債（期末残高）	24,713

(注) 顧客との契約以外から生じた債権は、その金額に重要性がないため、「顧客との契約から生じた債権」に含めて表示しています。

契約資産は主に、当連結会計年度末時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものです。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価です。契約負債は契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益へ振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は16,365百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	148,056
1年超	19,410
合計	167,466

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,695円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 953円71銭 |

9. その他の注記

(企業結合等関係)

事業分離

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるホリバMIRA社（イギリス）は保有するMIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）の株式の一部をIveco Defence Vehicles S.p.A.（イタリア）へ譲渡しました。これにより、同社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

Iveco Defence Vehicles S.p.A.（イタリア）

② 分離した事業の内容

防衛産業向け無人運転車両の車両開発エンジニアリングサービス

③ 事業分離を行った主な理由

ホリバMIRA社（イギリス）は無人運転車両の車両開発エンジニアリングサービスを防衛産業向けに展開していました。この度、当社グループの将来見通しを総合的に勘案し、自動車セグメントの経営資源を普通乗用車や重量車などの民生用車両分野に集中すべく、当該事業を譲渡することとしました。

④ 事業分離日

2023年2月1日

⑤ 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 6,615百万円

MIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額から売却に係る費用を控除した金額を関係会社株式売却益に計上しています。当該関係会社株式売却益には、残存持分の公正価値と簿価との差額により算出される評価益相当分である1,382百万円を含んでいます。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

自動車セグメント

(4) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 22百万円

営業損失 27百万円

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	99,433	流動負債	36,704
現金及び預金	37,807	支払手形	134
受取手形	3,993	電子記録債務	15,204
売掛金及び契約資産	12,829	買掛金	6,064
有価証券	2,000	関係会社短期借入金	425
商品及び製品	2,312	未払金	9,810
仕掛品	8,631	未払費用	971
原材料及び貯蔵品	4,032	契約負債	3,275
未収入金	25,067	賞与引当金	136
未収法人税等	1,832	製品保証引当金	373
その他	944	その他	309
貸倒引当金	△19	固定負債	53,748
固定資産	125,144	社債	30,000
有形固定資産	21,716	長期借入金	20,000
建物	10,176	債務保証損失引当金	2,211
構築物	424	繰延税金負債	937
機械及び装置	986	その他	599
車両運搬具	38	負債合計	90,452
工具、器具及び備品	1,353	純資産の部	
土地	8,651	株主資本	126,916
建設仮勘定	84	資本金	12,011
無形固定資産	410	資本剰余金	18,754
ソフトウエア	388	資本準備金	18,612
その他	21	その他資本剰余金	141
投資その他の資産	103,017	利益剰余金	97,188
投資有価証券	13,529	利益準備金	817
関係会社株式	83,745	その他利益剰余金	96,370
関係会社出資金	3,735	固定資産圧縮積立金	22
関係会社長期貸付金	597	別途積立金	72,589
その他	1,450	繰越利益剰余金	23,758
貸倒引当金	△39	自己株式	△1,037
資産合計	224,577	評価・換算差額等	6,502
		その他有価証券評価差額金	6,502
		新株予約権	706
		純資産合計	134,124
		負債純資産合計	224,577

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	54,620
売上原価	32,938
売上総利益	21,681
販売費及び一般管理費	16,529
営業利益	5,152
営業外収益	
受取利息	246
受取配当金	18,411
雑収入	3,328
	21,986
営業外費用	
支払利息	126
社債利息	67
為替差損	388
雑損失	2,516
	3,098
経常利益	24,040
特別利益	
固定資産売却益	0
貸倒引当金戻入額	2,103
	2,103
特別損失	
固定資産除却損	9
投資有価証券評価損	21
債務保証損失引当金繰入額	2,211
	2,242
税引前当期純利益	23,901
法人税、住民税及び事業税	1,305
法人税等調整額	△135
	1,170
当期純利益	22,731

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	12,011	18,612	60	18,672	817	23	69,689	14,908	85,439
当期変動額									
剰余金の配当								△10,983	△10,983
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	-
別途積立金の積立							2,900	△2,900	-
当期純利益								22,731	22,731
自己株式の取得									
自己株式の処分			△2	△2					
譲渡制限付株式報酬			83	83					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	81	81	-	△0	2,900	8,849	11,748
当期末残高	12,011	18,612	141	18,754	817	22	72,589	23,758	97,188

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,193	114,929	3,982	3,982	769	119,681
当期変動額						
剰余金の配当		△10,983				△10,983
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
当期純利益		22,731				22,731
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	65	63				63
譲渡制限付株式報酬	91	175				175
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,520	2,520	△63	2,456
当期変動額合計	156	11,986	2,520	2,520	△63	14,443
当期末残高	△1,037	126,916	6,502	6,502	706	134,124

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
により算定しています。)

・市場価格のない株式等：移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ：時価法

③ 棚卸資産

(原価法は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっています。)

・商品及び製品、仕掛品：総平均法に基づく原価法

・原材料及び貯蔵品：移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）：定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 : 3年～50年

構築物 : 4年～60年

機械及び装置 : 2年～17年

車両運搬具 : 2年～6年

工具、器具及び備品 : 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（3年～10年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の回収可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 製品保証引当金

製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績額を基礎として当社所定の基準により計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しています。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしています。

⑤ 債務保証損失引当金

関係会社への債務超過にかかる損失に備えるため、当該関係会社の財務状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

自動車、環境・プロセス、医用、半導体、科学の5つのセグメントにおける製品の販売、サービスの提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

① 製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負う製品は据付等が完了した時点、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負わない製品は着荷日に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

ただし、一部の工事を伴う製品等の一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

② サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に製品に関連した保証、修理、保守、移設等の業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しています。

取引価格は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、取引価格には重要な変動対価は含まれていません。また、主として取引価格は履行義務単位で決定され、契約における取引価格が該当する履行義務にそのまま配分されます。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領し、重要な金融要素は含んでいません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、一体処理の要件を満たす金利通貨スワップについては一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段：為替予約取引等、金利通貨スワップ
- ・ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建借入金

③ ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価の変動の累計とヘッジ手段の時価の変動の累計を比較することにより、有効性を評価しています。また、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一である場合には、有効性の評価を省略しています。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

① グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

② グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っています。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしています。

2. 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	22,047百万円
(2) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務	25,183百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	31,225百万円
長期金銭債権	108百万円
短期金銭債務	7,523百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	21,255百万円
仕入高	12,124百万円
その他の営業取引高	931百万円
営業取引以外の取引高	80,278百万円

(2) 貸倒引当金戻入額、債務保証損失引当金繰入額

当社からの貸付を子会社からの貸付に切り替えたことによる貸倒引当金の取崩額、及び子会社の債務超過にかかる損失に備えるための債務保証損失引当金の繰入額です。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）1、2	302,553	333	39,857	263,029

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加333株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加209株、単元未満株式の買取りによる増加124株です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少39,857株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少23,257株、新株予約権の行使による減少16,600株です。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	101百万円
棚卸資産評価損	198百万円
貸倒引当金	17百万円
賞与引当金	41百万円
製品保証引当金	113百万円
未払役員退職慰労金	127百万円
減価償却超過額	231百万円
減損損失	100百万円
投資有価証券評価損	69百万円
関係会社株式評価損	2,303百万円
債務保証損失引当金	675百万円
その他	1,231百万円
繰延税金資産計	5,212百万円
評価性引当額	△3,197百万円
繰延税金資産合計	2,014百万円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△2,782百万円
その他	△159百万円
繰延税金負債計	△2,951百万円
繰延税金資産の純額	△937百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社堀場エステック	京都市南区	直接100%	当社の販売先及び仕入先	代理購買 (注) 1 債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	27,992 2,733	未収入金 未払金	16,437 2,343
	株式会社堀場アドバンスドテクノ	京都市南区	直接100%	当社の販売先及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	2,477 543	未払金	255
	株式会社堀場テクノサービス	京都市南区	直接100%	当社の販売先及び外注先	サービスの外注 (注) 2	5,758	買掛金	1,855
	ホリバ・アメリカス・ホールディング社(アメリカ)	アメリカ/カリフォルニア州 アーバイン市	直接100%	グループ会社のファイナンス及び資金管理	増資の引受 (注) 7	13,980	-	-
	ホリバ・インツルメント社(アメリカ)	アメリカ/カリフォルニア州 アーバイン市	間接100%	当社の販売先及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	6,683 25,317	未収入金	1,977
	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社(フランス)	フランス/パレゾー市	直接100%	グループ会社のファイナンス及び資金管理	増資の引受 (注) 8	6,936	-	-
	ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	ドイツ/オーバーウルゼル市	直接75% 間接25%	債務の保証 当社の販売先及び仕入先	借入等債務に対する保証 (注) 3 債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	14,413 3,103 5,506	-	-
	ホリバ・フランス社(フランス)	フランス/パレゾー市	間接100%	当社の販売先及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	2,960 2,623	-	-
	ホリバMIRA社(イギリス)	イギリス/ナニートン市	間接100%	債務の保証	借入等債務に対する保証 (注) 3	2,766	-	-

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ホリバ・UKファイナンス社（イギリス）	イギリス/ノーザンプトン市	直接100%	グループ会社のファイナンス及び資金管理	増資の引受 (注) 9	6,558	-	-
	ホリバ・UK社（イギリス）	イギリス/ノーザンプトン市	間接100%	当社の販売先及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	559 6,181	未収入金	494
	ホリバ・テストオートメーション社（イギリス）	イギリス/ウースター市	間接100%	資金の貸付	資金の回収 (注) 6	2,343	-	-
	ホリバ・インツルメンツ社（シンガポール）	シンガポール	直接100%	当社の販売先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	395 6,615	未収入金	487
	堀場儀器（上海）有限公司（中国）	中国/上海市	間接100%	債務の保証	借入等債務に対する保証 (注) 3	4,384	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 代理購買については、市場からの調達原価と同額のため、取引金額には含めていません。
2. サービスの外注については、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しています。
3. 各子会社に対する保証債務については、金融機関からの借入金等に対して保証したものであり、保証形態等を勘案して保証料を設定しています。
4. 各子会社より債権譲受および債務引受した上で、当社が対象となる債権・債務を相殺し、差額を精算しています。
5. 各子会社の帳簿価額により債権譲受および債務引受をしています。
6. 市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しています。なお、資金の回収により貸倒引当金を取崩しています。
7. 増資の引受については、子会社が行った増資を債権の現物出資の方法により全額引受けています。
8. 増資の引受については、子会社が行った増資を株式の現物出資等の方法により全額引受けています。
9. 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引受けています。

8. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1.重要な会計方針 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載したとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| (1) | 1株当たり純資産額 | 3,156円37銭 |
| (2) | 1株当たり当期純利益 | 537円92銭 |

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社です。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社堀場製作所
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 羽津 隆弘
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 徹雄
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山中 智弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2023年1月1日から2023年12月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上